

建設工事における労働災害防止対策

愛知労働局 労働基準部 安全課

令和6年12月16日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 労働安全衛生法の概要
- 2 最近の労働災害発生状況
- 3 建設業における安全衛生対策（概要）
- 4 安全対策関係
- 5 労働衛生対策関係
- 6 化学物質・石綿対策関係
- 7 その他

労働安全衛生法制定の背景

労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、労働者本人にとってはもちろんのこと、家族、雇用者、産業界、ひいては国にとっても最大限尊重すべきもの。

○ 労働安全衛生法は、労働基準法から独立する形で、昭和47年に制定された。

- 労働安全衛生関係法令の再整理を通じた**明瞭さ**の改善
- 労働安全衛生事項に係る**社会的関心**の喚起
- 責任の主体の変更

使用者 → **事業者**

- 経営首脳の責任の強化と建設業における**元請事業者**の責任の強化

- 労働環境の変化への対応
(技術革新、先進機器…)

建設業に係る安衛法令の体系(参考)

建設現場では、関係請負人が輻輳して作業を行うという特殊性から、発注・請負関係に基づき、発注者や元方事業者にも危険を防止するための措置として、受注者に対する配慮、関係請負人に対する指導、協議組織の設置などを義務付けている。

発注者の義務

- ① 施工方法、工期等について、労働安全衛生を損なうおそれのある条件を附さないよう配慮 (法第3条第3項)
- ② 一の場所で、二以上の元請事業者[※]に請け負わせている(分割発注)場合、元請事業者のうちから、統括安全衛生管理を講ずべき者を指名 (法第30条第2項)

元方事業者等の義務

- 関係請負人が労働安全衛生法令に違反しないよう指導 (法第29条)
- 重層下請による労働者の混在作業によって生ずる労働災害防止のため、
 - ・ 協議組織の設置・運営、作業間の連絡・調整、作業場所の巡視
 - ・ 関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導・援助等の実施 (法第30条)
- (請負人の労働者に使用させる場合の) 足場、クレーン等の安全確保 (法第31条)

労働者を雇う事業者の義務

- 機械等の安全対策(クレーン、玉掛け、車両系建設機械、車両系荷役運搬機械 など)
- 足場、通路、作業構台などの安全対策(墜落・転落防止対策など)
- 危険物・有害物による危険・健康障害防止対策(化学物質の管理、ばく露防止など)
- リスクアセスメントの実施
- 労働者への安全衛生教育(雇入れ時教育、特別教育など)
- 健康診断の実施(一般健康診断、特殊健康診断)など

発注者

発注契約

元方事業者

請負契約

1次下請
業者

一人親方

労働者

請負契約

2次下請
業者

労働者

関係請負人

- 1 労働安全衛生法の概要
- 2 労働災害発生状況**
- 3 建設業における安全衛生対策（概要）
- 4 安全対策関係
- 5 労働衛生対策関係
- 6 化学物質・石綿対策関係
- 7 その他



安全経営あいち
リスクアセスメントを通じPQCD SMEはひとつにできる。

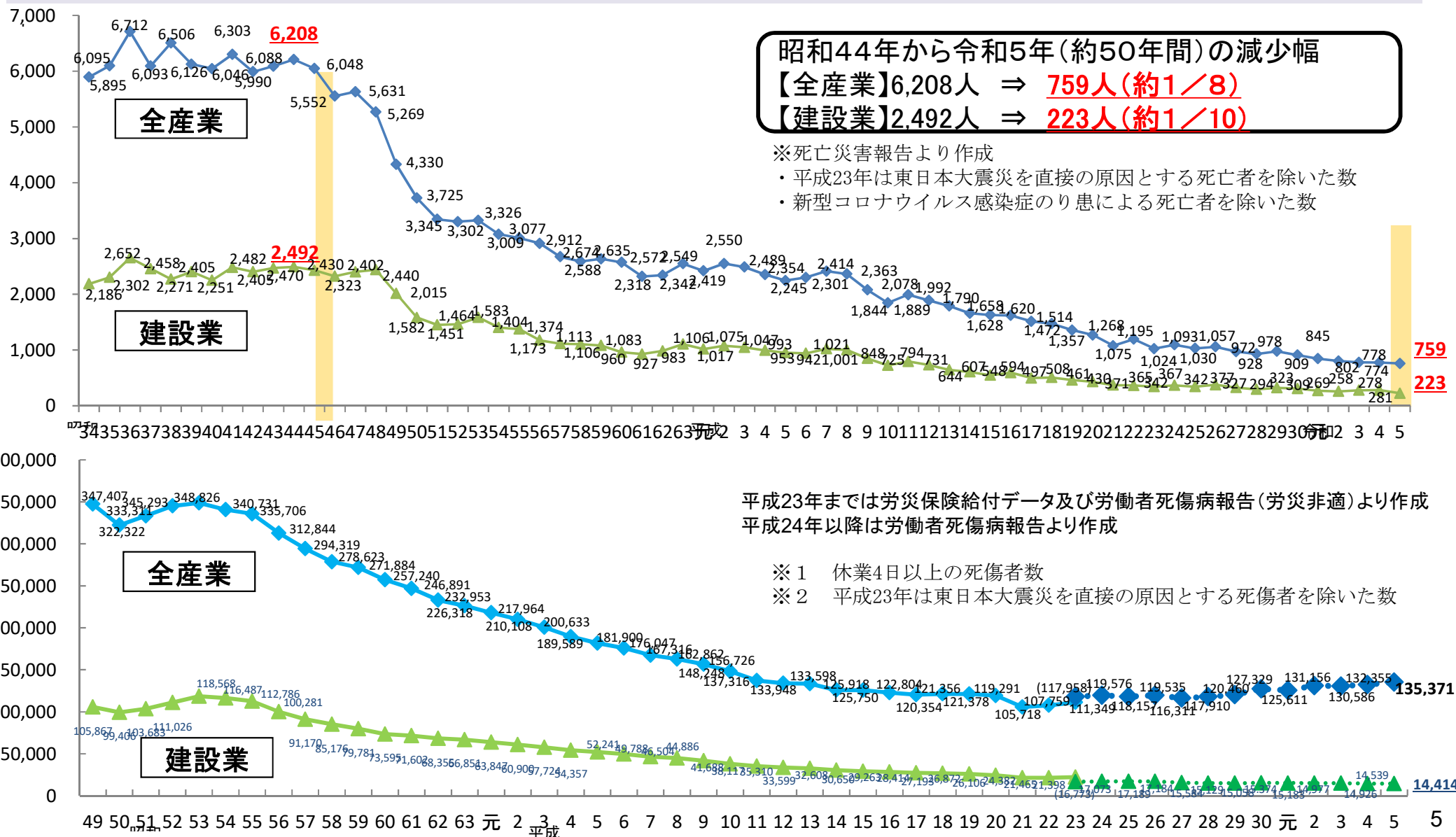
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

死亡災害発生状況の推移（全国）

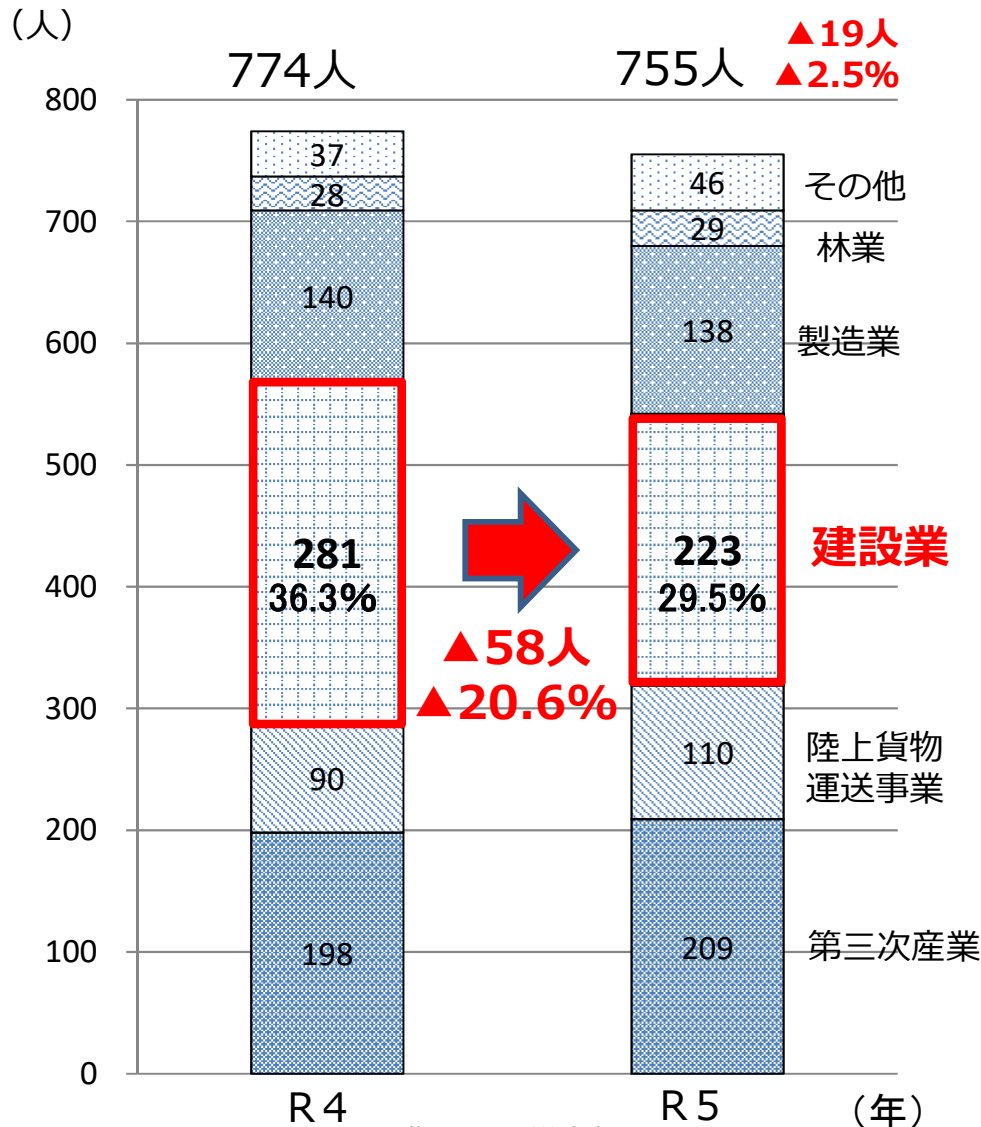
■ **建設業の死亡災害は長期的に減少傾向**。死傷災害（休業4日以上）も**着実に減少**。



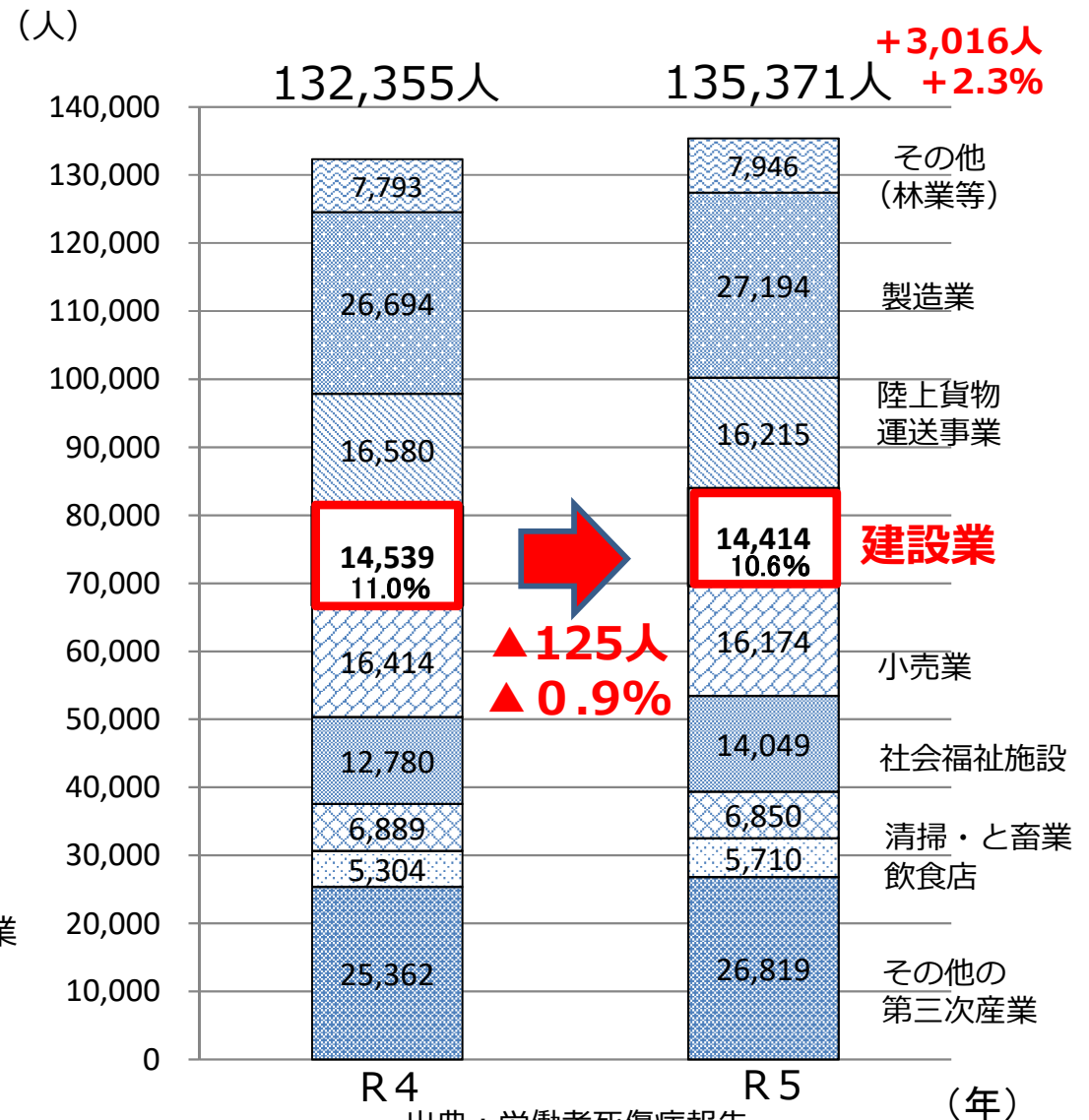
令和5年 業種別労働災害発生状況（全国確定値）

○ 令和5年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したもの

死亡災害



休業4日以上の死傷災害



※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

建設業における労働災害発生状況の推移（全国）

○ 死亡災害（資料出所：死亡災害報告(厚生労働省)）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2※	R3※	R4※
死亡災害	367	342	377	327	294	323	309	269	256	278	281
墜落・転落災害	157	160	148	128	134	135	136	110	95	110	116

R5※	前年比較
223	▲58人 20.6%減少
86	▲30人 25.9%減少

○ 休業4日以上之死傷災害（資料出所：労働者死傷病報告(厚生労働省)）

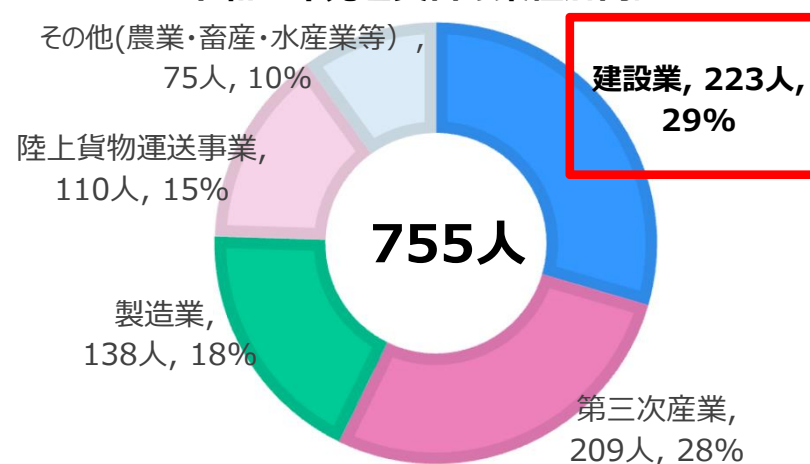
※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除外したもの

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2※	R3※	R4※
死傷災害	17,073	17,189	17,184	15,584	15,058	15,129	15,374	15,183	14,790	14,926	14,539
墜落・転落災害	5,892	5,983	5,941	5,377	5,184	5,163	5,154	5,171	4,756	4,869	4,594

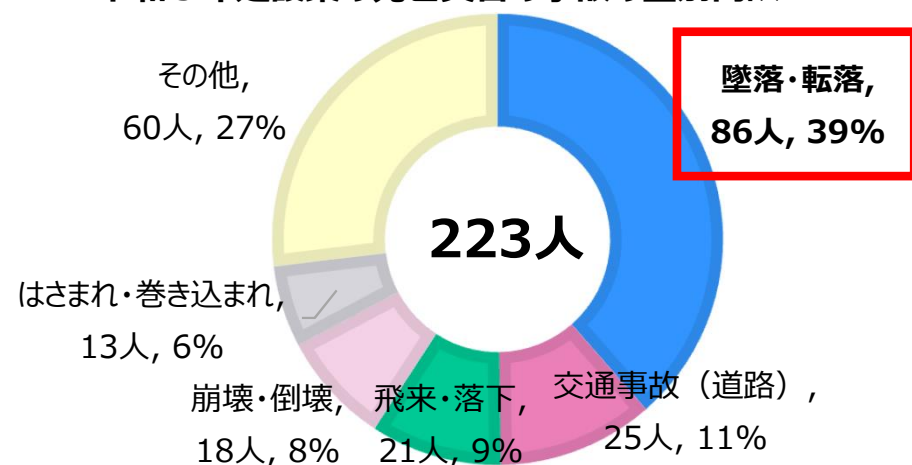
R5※	前年比較
14,414	▲125人 0.9%減少
4,554	▲40人 0.9%減少

※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除外したもの

令和5年死亡災害の業種別内訳



令和5年建設業の死亡災害の事故の型別内訳



- 1 労働安全衛生法の概要
- 2 最近の労働災害発生状況
- 3 建設業における安全衛生対策（概要）
- 4 安全対策関係
- 5 労働衛生対策関係
- 6 化学物質・石綿対策関係
- 7 その他

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画 (令和5年6月閣議決定)

はじめに

- 建設工事の現場での災害により、年間約350人もの尊い命がなくなっていることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進するとともに、**取組の周知やフォローを行う必要がある。**
- 一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
- 建設工事従事者の高齢化が進行している中、**建設業を魅力的な仕事の場とし、若者をはじめとした入職の促進等**、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

・安全衛生経費については、実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。

(2) 安全及び健康に配慮した工期の設定

・休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められる等の環境を整備する。
・施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。

2. 責任体制の明確化

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

- (1) 建設業者間の連携の促進
- (2) 一人親方等の安全及び健康の確保

- ・一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握する。
- ・一人親方等に対して、安全衛生に関する知識習得等を支援する。

(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

・一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。

4. 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設業者等による自主的な取組の促進

(2) 工法や資機材等の開発・普及の促進

・i-Constructionを推進するとともに、**建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用等インフラ分野のDXにおいて、安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。**

5. 安全及び健康に関する意識の啓発

- (1) 安全衛生教育の促進
- (2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

- (1) 社会保険等の加入の徹底
- (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進
- (3) 「働き方改革」の推進

・適正な工期設定、週休二日の推進等の休日の確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進め、**若者をはじめとした入職の促進等、中長期的な担い手の確保を図る。**

2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

- (1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等
- ・労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。
- ・労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。

(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

3. 健康確保対策の強化

- (1) 熱中症、騒音障害防止対策
- (2) 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等
- (3) 新興・再興感染症への対応

4. 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善

- (1) 女性の活躍促進
- (2) 増加する外国人労働者の労働災害への対応
- (3) 高年齢労働者の安全及び健康の確保

5. 基本計画の推進体制

- (1) 関係者における連携、協力体制の強化
- (2) 調査・研究の充実

6. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

・策定後2～3年で調査等を行った上で、本基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。

令和6年度 建設業における安全衛生対策【概要】

1. 安全対策

- (1) 墜落・転落防止対策
- (2) 令和6年能登半島地震等の自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策
- (3) 建設工事の現場等における荷役災害防止対策
- (4) 山岳トンネル工事における安全対策
- (5) 転倒災害の防止
- (6) 交通労働災害防止対策
- (7) 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保
- (8) 車両系建設機械等を運転中の墜落・転落防止対策
- (9) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業
- (10) 高年齢労働者等の労働災害の防止
- (11) 外国人労働者に対する労働災害防止対策
- (12) 一人親方等の安全衛生対策
- (13) 伐木等作業の安全対策
- (14) 安全な建設機械の普及
- (15) 建設工事関係者連絡会議の運営等
- (16) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

2. 労働衛生対策・化学物質対策

- 1 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進
- 2 熱中症対策
- 3 じん肺予防対策
- 4 騒音障害防止対策
- 5 化学物質による健康障害防止対策
- 6 石綿健康障害予防対策
- 7 危険有害な作業を行う場合に請け負わせる一人親方等への措置

3. 共通的な対策等

- 1 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
- 2 建設業における安全衛生教育の推進

(関連通達)

「令和6年度における建設業の安全衛生対策の推進について(要請)」(R6.3.29付け 基安安発0329第4号、基安労発0329第1号、基安化発0329第1号)



第14次労働災害防止推進計画（愛知）

■ 計画のねらい

（1）計画が目指す社会

- **自律的でポジティブな安全衛生管理**を促進し、働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会の**ウェルビーイング (Well-being)**を実現する。

（2）計画期間

- 2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

（3）計画の目標

- 愛知労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。



■ 第14次防における重点事項ごとの具体的取組（愛知）

項目		主な内容
(1) 「安全経営あいち®」の推進	ア「安全経営あいち賛同事業場制度（仮称）」の運用による機運醸成	「安全経営あいち®」に賛同する事業場を募り、所定の手続きの下、登録商標である名称・ロゴを使用できるようにする。また、同意を得て、賛同事業場の、事業場名等の公表を行う。
	イ + Safe 協議会等の運用による第三次産業対策	小売業、社会福祉施設、飲食店等の業種において、経営に安全をプラスする「+ Safe協議会」を設立する。サービス提供と労働安全衛生管理の一体化等について働きかけを行う。
(2) 重篤な労働災害の防止	ア リスクアセスメントの普及促進	「リスクアセスメント出前講座」を中心とした集団指導により、事業者の理解補助を図る。 「労働災害検証結果報告書」を用いて、事業者の理解度に応じた指導等を行う。
	イ はさまれ・巻き込まれ災害防止等を重点とした製造業対策	- 製造業における、はさまれ・巻き込まれ災害及び切れ・こすれ災害防止を重点に、動力機械災害防止対策を推進する。 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく、メーカー・ユーザー双方によるリスクアセスメント等の実施徹底を図る。
	ウ 墜落・転落災害防止 を重点とした建設業対策	- 建設業における、高所からの墜落・転落災害防止対策を重点的に推進する。 - 工事計画段階におけるリスクアセスメント等の確実な実施、フロントローディングの実施及びD Xの推進による業務効率化と安全衛生確保の両立等の普及を図る。
(3) 総合的な健康対策	ア 労働者の心身の健康確保のための総合的対策	労働安全衛生法令に基づく健康確保措置及び健康保持増進措置等の目的について理解を深め、相互連携による労働者の健康確保推進を図る。
	イ 化学物質及び粉じんによる健康障害防止対策	化学物質及び粉じん対策に係る中長期計画を策定し、その一体的運用により、リスクアセスメントを中核とした自律的管理の普及を図る。
	ウ 石綿による健康障害防止対策	令和2年等に改正された石綿障害予防規則（事前調査の適切な実施・報告等）の遵守徹底等により石綿ばく露防止対策を推進する。

・ 行政指導に当たっては、我が国の産業構造の変化、高齢労働者、外国人労働者及び派遣労働者の増加等の労働者構成の変化等及びそれらを背景とする労働災害発生
生の動向（転倒災害、腰痛等）を踏まえて、経営視点にも必要な情報を提供するように努める。

現場主体の「管理活動」から、事業者による「管理」へ

現場主体の「管理活動」



- 単一民族の日本人労働者。終身雇用で知識・経験を豊富に蓄積。
- 労働者の高い知見を頼りにした、日本独自の現場管理活動。

事業者による「管理」



- 外国人労働者、派遣労働者の割合が増加。終身雇用の減少。
- 労働者の知見に頼る方法は限界に。事業者による管理へ。

リスクアセスメントによる調査プロセスの一体化



- 不具合の数だけ作業がある



- 管理すべき事項



- 労働災害発生のリスク
- 生産性低下のリスク
- 不良発生のリスク
- 環境負荷が高まるリスク



- リスクアセスメントは、現場の実態把握のツール。
- 生産性管理、品質管理、環境管理などの調査プロセスと一体化可能。

P Q C D S M E は、モノづくりやサービス提供の7つの視点



- どの視点も欠かすことはできない。
 - どれかひとつだけを重視することもできない。
 - 安全も視点の1つ
- 安全を欠かすことはできない。
安全だけを特別に取り扱えない。

リスクアセスメントは、複数の経営課題を同時に高める機序となり、企業価値向上を図るための戦略的手法とすることができる。



安全経営あいち

リスクアセスメントを通じPQCD SMEはひとつにできる。



安全経営あいち 賛同事業場制度

目的

- 「安全経営あいち®」の普及促進に賛同いただける事業場に対し、「安全経営あいち®」の名称・ロゴを使用できるようにします。
- 「安全経営あいち®」の名称・ロゴを使用することで、「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢とを、同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただけます。

賛同の要件

- 愛知県内の事業場であること。
- 「安全経営あいち®」の趣旨に賛同し、労働局・労働基準監督署の関連する活動に協力いただけること。
- 愛知労働局又は、管下労働基準監督署が実施する「リスクアセスメント出前講座」又は「リスクアセスメント集団指導」に出席していること。
- なお、過去に「愛知労働局リスクアセスメント推進事業場宣言制度」に基づく宣言を行っている事業場は、管轄の労働基準監督署にお申し出いただければ、賛同の要件を満たしたものとしてお取扱い致します。

賛同の方法

- 所定の申請書に事業場の代表者自らが署名し、管轄の労働基準監督署を通じて愛知労働局へ提出いただきます。
- 審査の上、「安全経営あいち®」賛同事業場として登録した事業場に対し、登録証及びロゴのデータ等を交付します。
- 承諾いただける場合には、事業場名等を愛知労働局ホームページで公開します。

受付期間

- 令和9年度までを予定しています。



詳細はこちら。



出前講座のご案内



- 愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等の普及促進を図るため、「**リスクアセスメント出前講座**」を行っています。（WEB版出前講座は、愛知県外でも受講可能です）

様式ダウンロード・WEB申込み等は、愛知労働局ホームページへ

- ・ 会場を用意しての集合方式と、WEBを利用した個別方式が選べます。
- ・ お問い合わせは、愛知労働局労働基準部安全課または最寄りの労働基準監督署にお願いします。（愛知県外の場合は、愛知労働局安全課まで）



- 1 労働安全衛生法の概要
- 2 最近の労働災害発生状況
- 3 建設業における安全衛生対策（概要）
- 4 安全対策関係**
- 5 労働衛生対策関係
- 6 化学物質・石綿対策関係
- 7 その他

木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアルの策定

屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策の促進

(令和6年3月29日付け基安発0329第3号)

マニュアル策定の背景等

- 建設業における死亡災害では墜落・転落が最多で約4割を占め、うち2割が屋根等からの墜落・転落となっているほか、死傷災害でははしご・脚立等からの墜落・転落が多くを占めている。
- 建設職人基本法に基づき、令和5年6月に閣議決定された基本計画においても、屋根、はしご、脚立等からの墜落・転落災害防止のためのマニュアルの作成等が明記されたことも踏まえ、新たなマニュアルを策定した。

マニュアルの主な内容

1 木造家屋等低層住宅建築工事の労働災害の特徴

- 木建工事における死亡災害の説明（約8割が墜落・転落災害で、うち屋根等が約5割）
- 墜落災害事例の紹介と再発防止対策の解説

2 足場・屋根上・開口部等における墜落防止

- リスクアセスメント、作業手順書、KY活動、足場の安全対策等の紹介
- 作業床の設置が困難な場所での安全対策としてスライドレール式安全ブロック工法、親綱の設置方法等を解説

3 はしご・脚立等からの墜落防止

- はしご・脚立等の安全性基準、法規制の説明
- はしご・脚立の正しい使用方法、安全のポイント等をイラスト等で分かりやすく解説
- アルミニウム合金製可搬式作業台の正しい使用方法の解説

4 墜落制止用機具（安全帯）等の種類と特徴

- 墜落制止用器具等の構造、特徴、使用上の注意事項等
- 保護帽（ヘルメット）の使用上の注意事項、あごひもと耳紐の関係、安全靴の耐滑性、屈曲性及び安全性

5 関係法令、規格、ガイドライン



開口部周りの墜落防止措置の例



スライドレール式安全ブロック工法



脚立の正しい使い方

転倒災害防止対策について

(1-5関係)

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

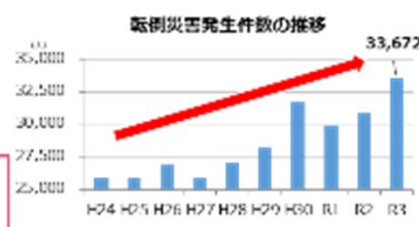
「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
➢転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
➢バックヤード等も含め、整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
➢敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)
➢適切な道路の設定
➢敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
➢設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
※引き回しは、労働者が自らつまずくケースが多い
➢転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)
➢従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
 - 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)
➢水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）
 - 水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)
➢滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➢防滑床材・防滑グレーティング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)
➢隣接エリアまで濡れないよう処置
 - 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)
➢雨大時に滑りやすい敷地の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
- (★) については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



転倒による怪我の態様

・骨折（約70%）

- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業日数）

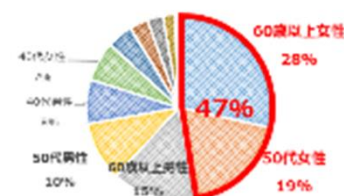
47日

転倒したのは...

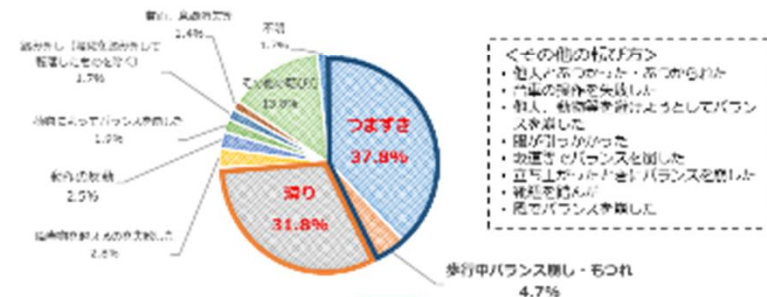


転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

性別・年齢別内訳



転倒時の類型



主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→「転びの予防 体力チェック」「口チェック」を広く普及
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも若く増大します
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診しましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）

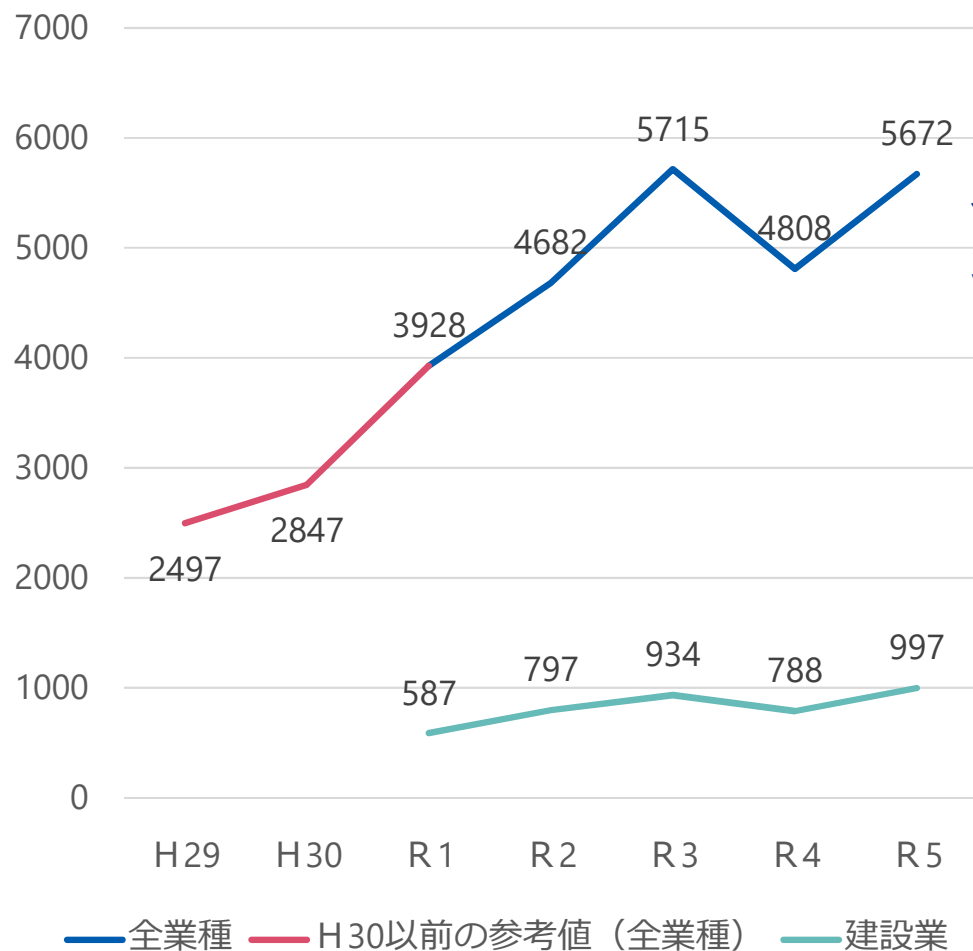


転びの予防 体力チェック

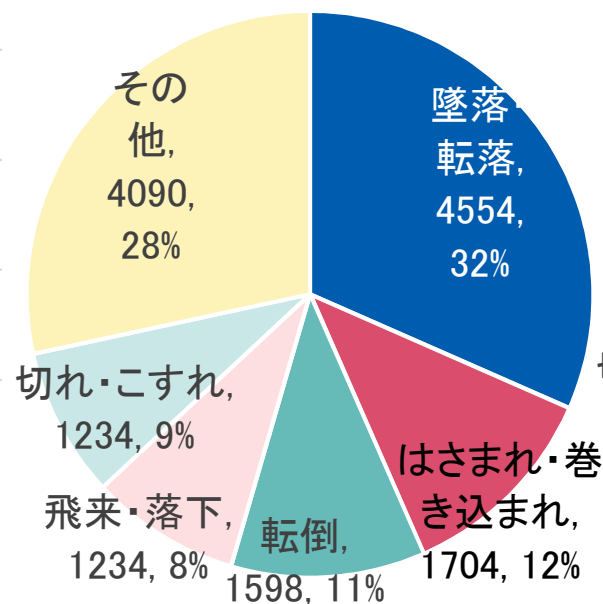


骨粗鬆症検診

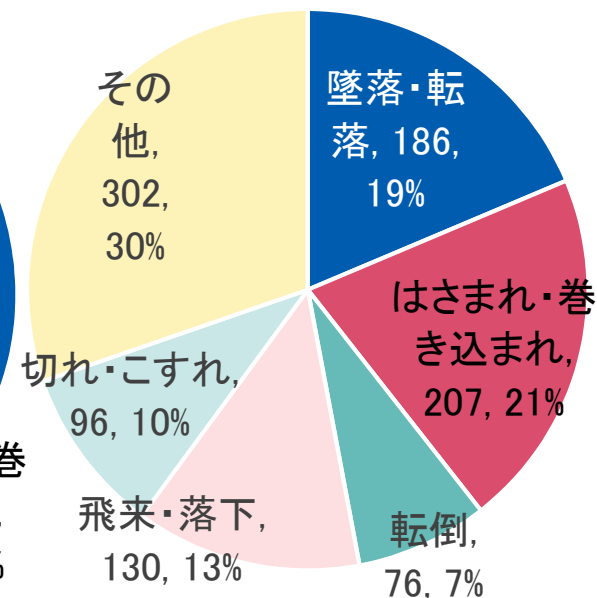
外国人労働者の労働災害発生状況



令和5年の建設業における死傷災害 事故の型別内訳（全体）



令和5年の建設業における死傷災害 事故の型別内訳（外国人）



※出典：労働者死傷病報告（厚生労働省）

- 労働者死傷病報告の報告事項に国籍や在留資格が含まれたのは令和元年以降であり、H30年以前の数値は労働基準監督署で把握できた範囲の情報をもとに集計したもの。
- 令和2年、3年の死傷者数には、新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を含んでいる。
- 令和4年、5年の死傷者数は、新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いている。

外国人労働者の労働災害防止対策1

業務経験が
比較的短い

日本語そのものの
理解が不十分

コミュニケーション不足により、
職場の「危険」の伝達・理解も不足

対応方針

労働災害防止のための安全衛生教育等の実施

- 外国人労働者が、内容を確実に理解できる方法で行う。(母国語や視聴覚教材の使用)
- 使用させる機械等、原材料等の危険有害性や取扱方法を**確実に**理解させる。
- 標識、掲示及び表示等に**図解を用いる**、**母国語で**注意喚起語を**表示する**。等

具体的な支援

安全衛生教育の支援

- **教育マニュアル**の作成(未熟練労働者対象)
(一部は外国人向け翻訳(28:製造業、29:陸運業、商業、30:産廃業、1:警備業))
- 外国人労働者向け**視聴覚教材**の作成(コミック、動画、VR等)
- **外国人在留支援センター**(R2.7月開設(於:東京・四谷))
※安全衛生相談窓口の設置、事業者向け教育マニュアル、全国で個別訪問実施
- 外国人労働者を雇用する事業場を対象とした**外国人労働者安全衛生管理セミナー**の開催



安全表示の例

資料出所:外国人技能実習機構建設業マニュアル

- 1 労働安全衛生法の概要
- 2 最近の労働災害発生状況
- 3 建設業における安全衛生対策（概要）
- 4 安全対策関係
- 5 労働衛生対策関係**
- 6 化学物質・石綿対策関係
- 7 その他



安全経営あいち
リスクアセスメントを通じPQCDSEはひとつにできる。

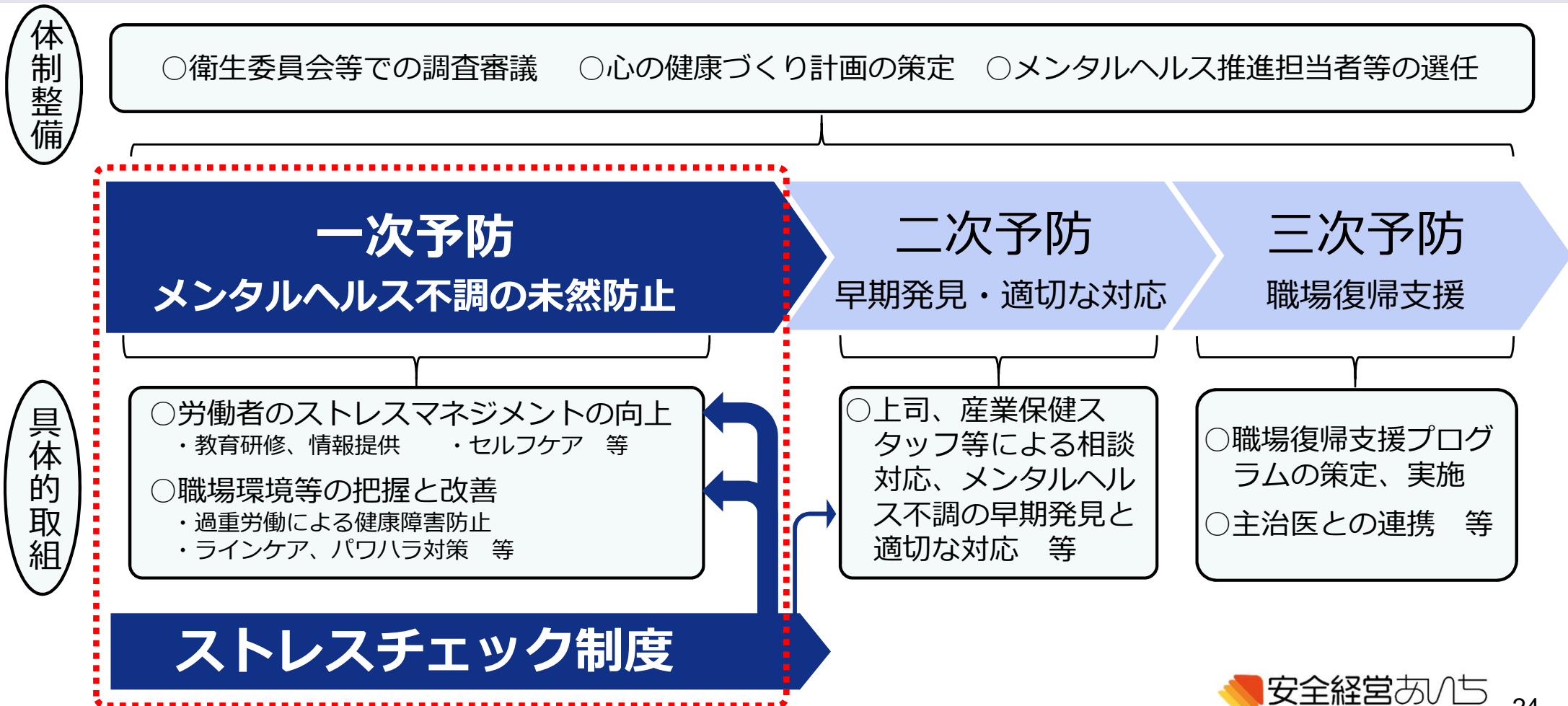
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

メンタルヘルス対策の体系とストレスチェック制度

- 事業場における労働者のメンタルヘルスケアは、メンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」、メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な対応を行う「二次予防」及びメンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰を支援する「三次予防」に分けられる。
- ストレスチェック制度は、これらのうち特に一次予防のための措置を強化する観点から導入され、当該制度の推進等を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の促進が図られている。



熱中症の基本対策

■「職場における熱中症予防対策マニュアル」より、①**作業環境管理**、②**作業管理**、③**健康管理**の3つのポイントにより熱中症の基本的な対策を実施。

1 作業環境管理

①WBGT値（暑さ指数）の測定

- ・ **作業場所のWBGTを測定**、監督署にも携帯指数計を配備

②WBGT値が基準値を超えるような作業では

- ・ **WBGT値低減のために屋根、休憩場所、通風・冷房設備、水分・塩分の補給設備等の整備**

2 作業管理

- ・ 休憩時間、連続作業時間の短縮、計画的な熱への順化、**定期的に水分・塩分摂取すること**、巡視、必要時の作業中断 など
- ・ 暑熱作業が続く場合は、作業開始時の体温を下げる**プレクーリング**も一案

3 健康管理

- ・ 基礎疾患などを考慮した就業上の配慮、日常の健康管理指導、**作業開始前の健康状態（睡眠不足や前日の飲酒など）の確認**

- 1 労働安全衛生法の概要
- 2 最近の労働災害発生状況
- 3 建設業における安全衛生対策（概要）
- 4 安全対策関係
- 5 労働衛生対策関係
- 6 化学物質・石綿対策関係
- 7 その他



安全経営あいち
リスクアセスメントを通じPQCD SMEはひとつにできる。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

職場における化学物質規制の見直しについて①

(令和4年2月24日、令和4年5月31日公布)

■ 労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則関係

1 リスクアセスメント対象物の拡大

リスクアセスメントが義務付けられている化学物質（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を新たに追加（令和5年度までに、令和2年度までに国のGHS分類において危険性・有害性が確認された全ての化学物質が追加された）

R6.4 施行

2 事業場における化学物質の管理体制の強化

リスクアセスメント対象物の製造、取扱い又は譲渡提供を行う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、化学物質の管理に係る技術的事項を担当させる等の事業場における化学物質に関する管理体制の強化

R6.4 施行

3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

化学物質のSDS（安全データシート）等による情報伝達について、通知事項である「人体に及ぼす作用」の内容の定期的な確認・見直しや、通知事項の拡充等による化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

R5.4 施行

R6.4 施行

4 リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化等

事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置により、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすること（加えて、一部物質については厚生労働大臣が定める濃度基準以下とすること）等による自律的な管理や、皮膚又は眼に障害を与える化学物質を取り扱う際に労働者に適切な保護具を使用させること等の化学物質管理の強化

R5.4 施行

R6.4 施行

職場における化学物質規制の見直しについて②

(令和4年2月24日、令和4年5月31日公布)

■ 労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則関係（続き）

5 化学物質の管理状況に関する労使等のモニタリングの強化

衛生委員会において化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付ける等の化学物質の管理状況に関する労使等のモニタリングの強化

R5.4 施行

6 化学物質等に係る教育の拡充

雇入れ時等の教育について、特定の業種で一部免除が認められていた教育項目について、全業種での実施の義務付けや、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に「食料品製造業」「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」を追加するなど、化学物質等に係る教育の拡充

R5.4 施行

R6.4 施行

■ 有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、粉じん障害防止規則関係

1 化学物質管理の水準が一定以上の事業場に対する個別規制の適用除外

R5.4 施行

2 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する作業環境の改善措置の強化

R6.4 施行

3 作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合における有機溶剤、鉛、四アルキル鉛、特定化学物質（特別管理物質等を除く。）に関する特殊健康診断の実施頻度の緩和

R5.4 施行

皮膚等障害化学物質への直接接触の防止について

- 皮膚等障害化学物質を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させなければならない。

①健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

→ **不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具の使用：義務（令和6年4月1日～）**

皮膚等障害化学物質（令和5年8月4日時点）		
皮膚刺激性有害物質	皮膚吸収性有害物質	
国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「 皮膚腐食性・刺激性 」、「 眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性 」及び「 呼吸器感作性又は皮膚感作性 」のいずれかで 区分1に分類 されている物質	皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物質	
868物質 （おおむねCAS番号ベース）	296物質 （通達上）	320物質 （CAS番号ベース）

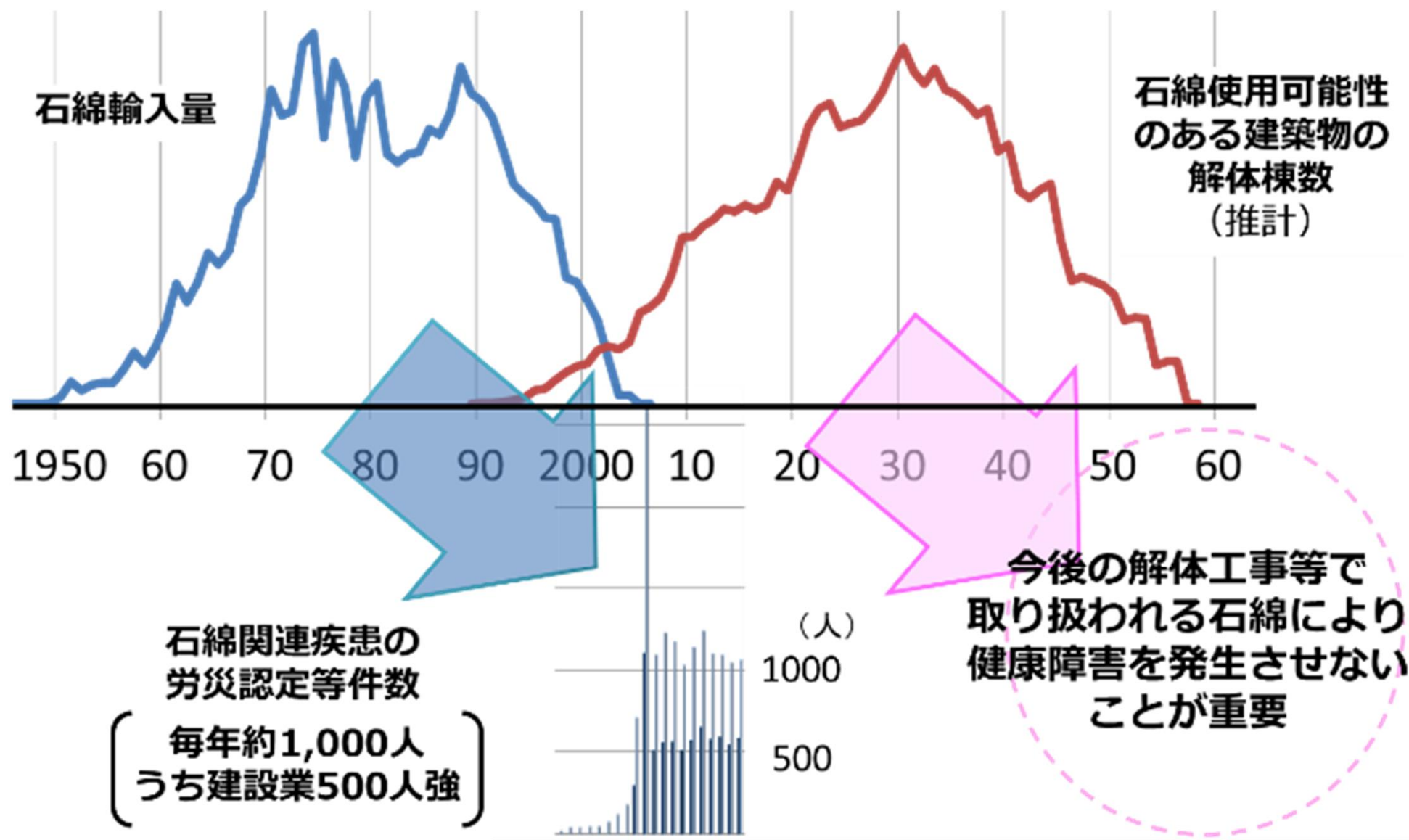
○皮膚等障害化学物質及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト
化学物質による労働災害防止のための新たな規制について→対象物質の一覧参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

②健康障害を起こすおそれが**ない**ことが明らかなもの**以外**の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者
（①の労働者を除く）

→ **保護眼鏡、保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：努力義務**

石綿輸入量と石綿使用建築物解体棟数の推移



石綿、粉じんによる健康障害防止対策

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者等による事前調査（＊１）を確実に実施。調査結果に基づき適切に石綿ばく露防止対策を講じる ＊１ 令和５年１０月施行（工作物の事前調査は令和８年１月着工の工事から工作物石綿含有調査者講習等を修了した者による事前調査が義務付けられる。）
- ＊２ 国等は、関係省庁との連携や解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む。）の配慮義務について周知等を図る
- ・石綿以外の粉じん作業も含め、第１０次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底等による自主的取組を推進する



解体する建築物等でアスベストが使用されていないか、必ず調査する必要があります。

レベル１ 石綿含有吹付け材	事前の措置	解体作業時の措置	管理
	事前調査結果等↓報告（一定規模以上の工事＊１が対象） 計画届 ※十四日前 作業者に対する特別教育	発生源対策 ○湿潤化 （石綿等を切断等の方法により除去する作業を行うときは、湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置：令和６年４月施行）	保護具等の管理 健康診断 調査結果の３年保存、現場への備え付け 作業状況等の写真等による記録 （３年保存）
レベル２ 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 		ばく露防止対策 ○呼吸用保護具 ○保護衣 関係者以外の立入禁止 石綿作業主任者の選任 付着物の除去 飲食喫煙の禁止 掲示	
けい酸カルシウム板１種※２（破碎時） 仕上げ塗材（電動工具での除去時）		負圧隔離 集じん・排気装置の初回時、変更時点検 作業開始前、中断時の負圧点検 隔離解除前の取り残し確認等 隔離 ※負圧は不要	
レベル３ スレート、ＰＴＡイル等 その他石綿含有建材 			

※１ 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
 ※２ 石綿含有けい酸カルシウム板１種（天井、耐火間仕切壁等）に使用：レベル１・２ほどの飛散性はないが他のレベル３より飛散性が高い

- 1 労働安全衛生法の概要
- 2 最近の労働災害発生状況
- 3 建設業における安全衛生対策（概要）
- 4 安全対策関係
- 5 労働衛生対策関係
- 6 化学物質・石綿対策関係
- 7 その他

【お知らせ】令和7年1月1日から労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化※されます（従来電子申請可だったものを義務化）

電子申請に当たっては、厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用いただくとスムーズです。 ※当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

労働者死傷病報告

① 事業の種類

② 被災者の職種

③ 傷病名及び傷病部位

④ 災害発生状況及び原因

⑤ 国籍・地域及び在留資格

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業＞食品製造業＞水産食品製造業＞水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者＞製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）＞食品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名：負傷＞切断
傷病部位：頭部＞鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

令和7年1月1日から
労働者死傷病報告の
電子申請が義務化※
されます！

「帳票入力支援サービス」の活用で作成が簡単！
労働者死傷病報告等の作成をサポート

時間短縮！
労働基準監督署に行く手間・時間を短縮可能

郵送料がかからない！
電子申請のため、郵送料不要

スマートフォン、パソコンから報告可能！
テレワーク中でも、スマートフォンやパソコンから報告可能

※電子申請が困難な場合、当面の間、書面による報告も可能です。
※令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。
これらの報告も、厚生労働省ポータルサイト「帳票入力支援サービス」をご活用いただくことでスムーズに電子申請できます。

- ◎ 総括安全衛生管理者／安全管理者／衛生管理者／産業医の選任報告
- ◎ 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ◎ 定期健康診断結果報告
- ◎ 有機溶剤等健康診断結果報告
- ◎ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- ◎ じん肺健康管理実施状況報告
- ◎ 事業の附属寄宿舍内での災害報告

労働者死傷病報告の電子申請に係る厚生労働省特設ページはこちら

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

職場の年末安全衛生推進運動

明る
い新
年

み
ん
な
で
迎
え
る

無
災
害

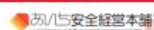


職場の年末安全衛生推進運動

あたりまえの「行ってきます」と
あたりまえの「ただいま」
どんなに慌ただしくても、あたりまえは変わらない
だから私たちは、危なさと向きあう
その先の新年へ



運動期間：2024年12月1日～31日



事業者の皆さま・守るべき「基本」を決めていますか？（例）

- 整理整頓のための収納場所を決めていますか？
- 作業に応じた服装や保護具を決めていますか？
- 作業手順を決めていますか？
臨機応変な対応を求めるのは、「基本」を決めた上でのことです。
- 安全な通路を決めていますか？
- 階段に手すりを設置していますか？
- 機械装置の異常時に「止める・呼ぶ・待つ」と決めていますか？
 - ・どのボタンで止めるのか教育していますか？
 - ・誰をどのように呼ぶか決めていますか？
 - ・どのように待つか決めていますか？
- 機械の掃除、注油、修理、点検等の手順を決めていますか？
- あらかじめ作業計画を決め、関係者に周知していますか？

労働者の皆さま・基本動作は守られていますか？（例）

- 整理整頓をしましょう。
- 決められた服装や保護具を身につけて作業しましょう。
- 決められた作業手順を守りましょう。
- 決められた通路を歩きましょう。
- 階段では手すりを持ちましょう。
- 機械装置に異常があれば、「止める・呼ぶ・待つ」を励行しましょう。
- 機械の掃除、注油、修理、点検等では、機械を停止しましょう。
- 作業計画を変更しなければならないときは、判断を仰ぎましょう。

本来の「管理」を考えましょう

- 守るべき「基本」を決めるためには、現場や作業の実態と、関わる危なさを把握することが必要不可欠です。危なさの度合いに応じて対応を決め「基本」をしっかりと定めましょう。
- 「基本」を決め、守らせるのは事業者の役割、定められた基本動作を守るのは労働者の役割です。労働者に任せた安全衛生「活動」から、事業者の行う安全衛生「管理」へ。愛知労働局、管下労働基準監督署は、本来の「管理」に立ち戻ることを提唱しています。



安全経営あいち
リスクアセスメントを通じPQDSMEはひとつにできる。

詳細はこちら⇒



【お知らせ】安全経営あいち推進大会2024



**2025
1.27 (月)
13:30~16:00
(開場 12:30)**

安全経営あいち 推進大会2024

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

企業の飛躍に向けて

Niterra 日本特殊陶業市民会館 フォレストホール
名古屋市中区金山一丁目5番1号

主催：愛知労働局
共催：(公社)愛知労働基準協会
建設業労働災害防止協会愛知県支部
協力：各地区労働基準協会
各労働災害防止団体

● JR 東海線・中央線「金山」下車 北へ徒歩5分 ● 地下鉄 名城線「金山」下車 6番出口より北へ徒歩3分(地下連絡通路あり)
● 名鉄 名鉄名古屋線「金山」下車 北へ徒歩5分 ● 市バス「金山」下車 北へ徒歩3分

幾多のときが流れても変わらない大切なことがあるから

厚生労働省 愛知 安全経営本舗

ONE TEAM 安全衛生